

下呂市告示第 33 号

市道の認定に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。

その関係図面は令和元年 8 月 22 日から 2 週間、別表の個所において一般の縦覧に供する。

令和元年 8 月 22 日

下呂市長 服部 秀洋

別表

縦覧個所	閲覧時間	備考
下呂市役所 下呂総合庁舎内 建設部 土木課	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで 但し、土日祭日除く	

記

	路線名	起点 終点	重要な経過地
1	大島 1 号支線	下呂市小坂町大島字上見 1346 番地先から 下呂市小坂町大島字湯ノ平 2125 番地先まで	
2	中宮支線 - 4	下呂市金山町金山字東横田 2356 番 3 地先から 下呂市金山町金山字東横田 2356 番 1 地先まで	